

○大分県食品衛生条例

昭和二十九年十月二十八日

大分県条例第六十号

大分県食品衛生条例をここに公布する。

大分県食品衛生条例

(目的)

第一条 この条例は、公衆衛生上の見地から、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に定めるものの外、食品の製造並びに販売について、必要な取締を行い、食品衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

(許可営業)

第二条 次の各号に掲げる営業を営もうとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 つけもの製造業
- 二 こんにやく製造業
- 三 ところてん類製造業
- 四 ふ製造業

(昭三二条例五九・全改、昭四二条例四四・昭四四条例四五・昭四五条例一一・一部改正)

(営業施設内外の清潔保持等の措置基準)

第三条 知事は、前条に規定する営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、こん虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準を定めるものとする。

(昭四八条例三三・追加)

(営業施設の基準)

第四条 知事は、第二条に規定する営業の施設について、業種別に、公衆衛生上の見地から必要な基準を定めるものとする。

(昭四八条例三三・旧第三条繰下・一部改正)

(営業の許可)

第五条 知事は、第二条の営業を営もうとする者の施設が、前条の規定による基準に合うと認めるときは許可をしなければならない。

2 知事は、第二条の許可に五年を下らない有効期間その他食品衛生上必要な条件を付けることができる。

(昭四八条例三三・旧第四条繰下、平七条例四三・平一〇条例一二・一部改正)

(営業の承継)

第五条の二 第二条の許可を受けた者(以下この条において「許可業者」という。)について相続、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、許可業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(平七条例四三・追加、平一三条例三三・一部改正)

(届出営業)

第六条 次の各号に掲げる営業者は、営業開始後十日以内に知事に届け出なければならない。

- 一 生菓子販売業
- 二 アイスクリーム類販売業
- 三 魚肉ねり製品販売業
- 四 とう腐及びその加工品販売業
- 五 そう菜類販売業

(昭四二条例四四・一部改正)

(改善命令、措置命令、営業許可の取消し等)

第七条 知事は、営業者が次の各号の一に該当するときは、その施設の整備改善若しくは必要な措置を命じ、又は営業の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

一 第三条又は第四条の規定による基準に違反した場合

二 第五条第二項の規定による条件に違反した場合

(昭四八条例三三・一部改正)

(許可手数料)

第八条 第二条の規定により営業の許可を受けようとする者は、大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の定めるところにより手数料を納めなければならない。

(昭三一条例三〇・全改)

(罰則)

第九条 第二条の規定に違反した者又は第七条の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

2 第六条の規定に違反した者は、二千元以下の過料に処する。

(昭三二条例五九・昭四八条例三三・一部改正)

(両罰規定)

第十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても前条の罰則を適用する。

(雑則)

第十一条 この条例の施行について、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に第二条各号の営業を営んでいる者は、この条例施行の日から三月間は、それぞれ同条の規定にかかわらず引き続き営業を営むことができる。

3 この条例施行の際、現に第六条の営業を営んでいる者は、この条例施行の日から十日以内に同条の規定による届け出をしなければならない。

附 則(昭和三一年条例第三〇号)

この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和三二年条例第五九号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十二年十月一日から適用する。ただし、この条例による改正後の大分県食品衛生条例第二条第三号から第五号までの規定は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則(昭和三四年条例第四四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三四年条例第四五号)

この条例は、昭和三十五年一月一日から施行する。

附 則(昭和三五年条例第一一号)

1 この条例は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 この条例施行の際、現にこんにやく製造業を営んでいる者は、この条例施行の日から六日間は、改正後の第二条の規定にかかわらず、引き続き営業を営むことができる。

附 則(昭和三八年条例第三三号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成七年条例第四三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第一二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年条例第三三号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の大分県食品衛生条例(以下「改正後の食品衛生条例」という。)の規定、第二条の規定による改正後の大分県食品行商取締条例(以下「改正後の食品行商取締条例」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の大分県生活環境の保全等に関する条例(以下「改正後の

生活環境保全条例」という。)の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

(大分県食品衛生条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正後の食品衛生条例第五条の二第一項の分割により当該営業を承継した法人(平成十三年四月一日(以下「適用日」という。)からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に承継したものに限る。)で、同項の規定により許可営業者の地位を承継することとなったものに対する同条第二項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「大分県食品衛生条例等の一部を改正する条例(平成十三年大分県条例第三十三号)の施行の日後、遅滞なく」とする。